制定　令和８年２月７日

谷矢部東・竹の下地区緑のまちづくり推進団体　規約

第１章　総則

（名称及び事務局）

第１条　本団体は、小次郎の里　花と緑の会（以下「会」という。）と称し、事務局を会長の自宅に置く。

（区域）

第２条　会の対象区域は、別に定める計画対象範囲図に示す区域とする。

（目的）

第３条　会は、会員相互に協力し、地域緑のまちづくりの主体として、創意工夫し、緑豊かで快適な魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（活動内容）

第４条　会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

(1)　地域緑化計画に定める内容に係る地域における合意形成に関すること。

(2)　地域緑化計画に定める緑化整備等に関すること。

ア　毎年次の整備内容及び維持管理活動内容のとりまとめ

イ　整備箇所の土地所有者に対する整備協力依頼（施工同意）

ウ　横浜市への助成金の交付申請、実績報告、助成金収納に係る事務

エ　民有地緑化整備に係る設計コンサルタント及び施工業者との契約に係る事務

オ　その他緑化整備等に関すること。

(3)　地域緑化計画に定める緑の維持管理活動に関すること。

ア　緑化地の清掃、花壇づくり等日常的な緑の維持管理活動

イ　緑の維持管理に関する講習会・見学会等の開催

ウ　緑に関する地域広報誌の発行

エ　原材料（種子・培養土・育苗パレット等)、維持管理資機材（じょうろ、散水ホース等）の購入と管理

オ　その他緑の維持管理活動に関する活動

第２章　会員、運営委員及び役員

（会員）

第５条　会の会員は、第２条に定める区域内に居住する世帯主若しくはこれに準ずる者とする。ただし、第２条に定める区域内で店舗等の事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域緑のまちづくりの推進を行う者についても、会への入会は妨げないものとする。

（運営委員）

第６条　会に運営委員会を設け、運営委員を置く。

２　運営委員会は、会員の中から希望及び推薦された 10 名以上の運営委員によって構成される。

３　委員は、各事業を分任し、かつその他会の運営に関することを審議決定する。

（役員）

第７条　運営委員会に、次の役員を置く。

(1)　会長　　１名

(2)　副会長　１名以上

(3)　会計　　１名以上

(4)　監事　　１名以上

２　会長、副会長及び監事は、運営委員の互選による。

３　会計は、運営委員の中から会長が選任する。

（役員の職務）

第８条　会長は、会を代表し、会務を統轄する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。

３　会計は、会の会計を担当する。

４　監事は、会の会計を監査する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第 10 条　役員が、規約に違反又は会の目的に反する行為を行ったときは、運営委員会の決議により役員を解任することができる。

第３章　会の運営

（運営委員会）

第 11 条　運営委員会は、年１回以上、会長が招集し、次の事項を審議決定する。議長は、会長がこれに当たる。

(1)　事業計画及び事業報告に関すること。

(2)　予算及び決算に関すること。

(3)　その他会務運営上必要な事項

２　会長は、必要があると判断したとき又は運営委員の要求があったときは、臨時に運営委員会を開催することができる。

３　運営委員会は、原則として公開とする。

４　運営委員会の開催は、会長及び運営委員の 2 分の１以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

５　議事は、出席運営委員の過半数で決する。

（経費）

第 12 条　会の運営に要する経費は、助成金、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2　年会費は、当面の間、ゼロ円とする。

（会計年度）

第 13 条　会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 4 章　雑則

（細則の制定）

第 14 条　本規約施行のため必要な細則は、運営委員会の議決を経て会長が定める。

（会則の改廃）

第 15 条　この規約の改廃については、運営委員会において 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

附 則

1　この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2　会の初年度の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、会の設立した日から翌年度の 3 月 31 日までとする。